

水道施設整備事業の評価実施要領

第1 趣旨

水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資する。

第2 対象事業及び実施時期

- (1) 評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が実施する事業（厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。）とする。ただし、災害復旧に係るものは除く。
- (2) 事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとし、事業費10億円以上の事業を対象とする。
- (3) 再評価は、原則として、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし、10年経過以降は原則5年経過ごとに実施するものとする。
- (4) その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。
- (5) 当該年度に完了する事業については再評価を行わないものとする。

第3 評価の実施体制と手順

1 地方公共団体等が実施する事業

- (1) 評価は、国庫補助事業の実施主体である水道施設整備事業者（以下「事業者」という。）が行うものとする。
- (2) 事業者は、評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。
- (3) 事業者は、第三者からの意見を踏まえて評価の内容をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。
- (4) 厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正した上で、対象事業の必要性、効率性又は有効性等の観点から国庫補助の採択の可否、継続の必要性の有無を判断するとともに、評価結果として公表するものとする。ただし、内閣府及び国土交通省の予算計上に係る事業については、厚生労働省は当該府省と調整の上その判断をするものとする。

2 水資源機構が実施する事業

- (1) 水資源機構が実施する事業の評価については、関係都道府県及び関係事業者の協力を得て、水資源機構が行うものとする。なお、厚生労働大臣及び他の大臣が主務大臣である事業並びに他の大臣が単独で主務大臣である事業については、水資源機構は、評価の実施時期及び方法について当該他の主務省と調整することとする。
- (2) 水資源機構は、評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。
- (3) 水資源機構は、第三者からの意見を踏まえて評価の内容をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。
- (4) 厚生労働省は、水資源機構から報告された評価の内容を確認するとともに、当該他の主務省と調整し、必要に応じて修正した上で、国庫補助の採択の可否、継続の必要性の有無を判断するとともに、評価結果として公表するものとする。

第4 評価の内容及び資料の保存

1 評価の内容

評価の内容は、必要性、効率性又は有効性等の観点明らかとなるよう、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価は、事業の概要、事業をめぐる社会経済情勢等、新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性、費用対効果分析などを整理し、総合的に行い、対応方針を取りまとめる。
- (2) 再評価は、事業の概要、事業をめぐる社会経済情勢等、事業の進捗状況、新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性、費用対効果分析などを整理し、総合的に行い、対応方針を取りまとめる。

2 資料の保存

評価の内容に関する資料については、適切に整理し、保存するものとする。

第5 その他

厚生労働省は、評価についての実施の細目を別に定めるものとする。

第6 施行

本要領は、平成16年6月1日から実施する。